

宿毛市地域振興券（宿毛市コロナ対策地域振興券事業）

取扱店募集要項

1 趣旨

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者負担の軽減を図るとともに、疲弊した地域経済の活性化を図ることを目的として、宿毛市コロナ対策地域振興券事業を実施します。

そのため、宿毛市内で使用できる「地域振興券」の取扱店（事業所）を募集します。

2 地域振興券事業の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名称 | 宿毛市地域振興券（宿毛市コロナ対策地域振興券事業） |
| (2) 募集团体 | 宿毛商工会議所 |
| (3) 配布対象者 | 原則、令和4年7月1日現在における宿毛市住民基本台帳登録者 |
| (4) 振興券概要 | 1冊5,000円（500円×10枚綴） |
| (5) 使用期間 | 令和4年9月1日（木）～令和5年1月31日（火） |
| (6) 利用対象外 | ①出資や債務の支払い（税金、手数料、電気・水道料金等）
②有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
③ICカード等のいわゆる電子マネーへの入金
④たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
⑤事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の調達
⑥土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
⑦現金との換金、金融機関への預け入れ
⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項から第10項に規定する営業に係る支払い
⑨当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第2条に規定する当せん金付証票、競馬法（昭和23年法律第158号）第6条に規定する勝馬投票券、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）第10条に規定する舟券、自転車競技法（昭和23年法律第209号）第8条に規定する車券、小型自動車競走法（昭和25年法第208号）第12条に規定する勝車投票券、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
⑩特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
⑪当該地域振興券と他の金券との交換又は売買
⑫その他この地域振興券の発行趣旨にそぐわないもの |
| (7) 留意事項 | ①地域振興券取扱店において使用期間内に限り利用できる。
②釣り銭は支払わない。
③盗難、紛失、滅失又は偽造、模造等に対して、発行者（市）は責を負わない。
④地域振興券取扱店において、当該地域振興券を利用対象としな |

い商品を独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識するよう明示する義務を負う。

3 取扱店（事業所）の登録資格

宿毛市内に事業所、店舗等を有する事業所とする。

ただし、次に掲げる事業所、店舗等は登録することはできないものとする。

- (1) 前記2 地域振興券事業の概要 (6) 利用対象外に記載された取引、商品のみを取り扱う事業所、店舗等
- (2) 自己又は自社の社員等が、宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成24年宿毛市規則第28号。以下「暴力団排除規則」という。）第4条各号のいずれかに該当する者が所属する事業所、店舗等

4 取扱店（事業所）の責務等

取扱店（事業所）が遵守すべき責務は次のとおりとする。

- (1) 本要項を遵守すること
- (2) 配布された宿毛市地域振興券（宿毛市コロナ対策地域振興券事業）取扱店であることを示す証票を使用者の見やすい場所に必ず掲示すること
- (3) 使用者から地域振興券を受け取る際は、見本と照合し、相違がないかを必ず確認すること。色の違いなど明らかに地域振興券が偽造であると判断されるもの等については、地域振興券の受け取りは断固として拒否すること。また、その際速やかにその事実を募集团体である宿毛商工会議所又は事業実施者である宿毛市に報告すること
- (4) 地域振興券を受け取った取扱店（事業所）は、再流通を防止するため裏面の指定欄に取扱店（事業所）の記載（横判で可）をすること。また、地域振興券に他の取扱店名が記載されている場合は、その受け取りを拒否すること
- (5) 使用者から受け取った地域振興券の紛失や盗難、換金期間切れ等による損失は取扱店（事業所）の責とするので、留意すること
- (6) 換金の方法は、口座振込のみとするので、既設口座がない場合は換金用の振込先金融機関口座を開設すること
- (7) 地域振興券と他の金券との交換や転売などの不法行為やその他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと

5 取扱店（事業所）の登録手続き

- (1) 申請方法 本要項に同意の上、「宿毛市地域振興券（宿毛市コロナ対策地域振興券事業）取扱店登録及び換金振込金融機関申請書」を提出すること
なお、提出方法は、持参（代理持参）又は郵送のどちらも可とする。また、この登録申請書に基づき登録された取扱店（事業所）は、本要項に同意したものとする
- (2) 申請期間 令和4年7月4日(月)～令和4年12月1日(木)
- (3) 提出先 宿毛商工会議所 宿毛市地域振興券（宿毛市コロナ対策地域振興券事業）取扱店募集及び換金窓口
〒788-0000 宿毛市宿毛1748番地3
- (4) 登録料等 不要
- (5) 取扱店登録 登録申請書に基づき、宿毛商工会議所が審査し、登録の可否を判断いたします。結果につきましては、後日通知いたします
なお、申請内容に虚偽等が判明した場合は、登録を取り消す場合があります

6 地域振興券の換金について

- (1) 換金方法 地域振興券の換金を行う場合は「宿毛市地域振興券（宿毛市コロナ対策地域振興券事業）換金請求書」とともに使用済地域振興券（裏面に店舗名を記載のこと。店舗名は社判可。）を宿毛商工会議所換金窓口へ提出すること。窓口において換金請求書持参者と宿毛商工会議所換金窓口担当で提出書類の確認を行い、不備等がなければその換金請求書を受理し、定められた期日に請求金額を口座振込することとする
- (2) 換金期間 令和4年9月16日（金）～令和5年2月17日（金）
※土、日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）の間は除く
※換金期間を過ぎた場合、換金が行えないので十分留意すること。
- (3) 受付時間 平日9：00～17：00

7 取扱店（事業所）の登録の取消し

本要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店（事業所）の登録を取り消すとともに、違反により損害金が発生した場合は、その額を請求する場合がありますので、十分ご留意ください

8 その他留意事項

- (1) 本要項に記載されていない事項は、募集团体である宿毛商工会議所宿毛市地域振興券（宿毛市コロナ対策地域振興券事業）取扱店募集担当窓口にお問い合わせください。
- (2) 取扱店（事業所）は、地域振興券が使用できるお店（取扱店舗一覧表）として、宿毛市ホームページ、宿毛商工会議所のホームページなどにより広報いたします。

9 お問い合わせ先

- ① 宿毛商工会議所 宿毛市地域振興券（宿毛市コロナ対策地域振興券事業）
取扱店募集担当窓口
〒788-0000 宿毛市宿毛 1748 番地 3
TEL：0880-63-3123（申請受付・問い合わせ時間：8時30分～17時00分）
- ② 宿毛市商工観光課 宿毛市地域振興券（宿毛市コロナ対策地域振興券事業）
担当窓口
〒788-8686 宿毛市希望ヶ丘 1 番地
TEL：0880-62-1242（申請受付・問い合わせ時間：8時30分～17時00分）